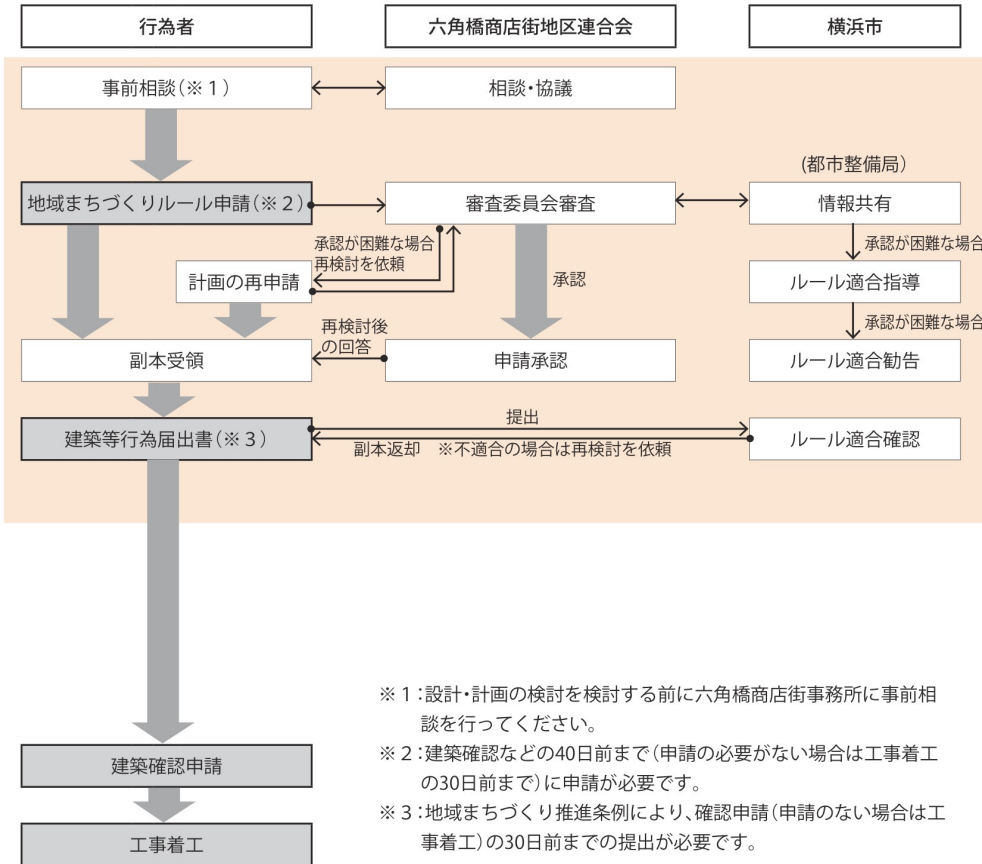


VI. 事前相談及びルール申請の流れ

<審査の適用を受ける行為(ルール第13条)>

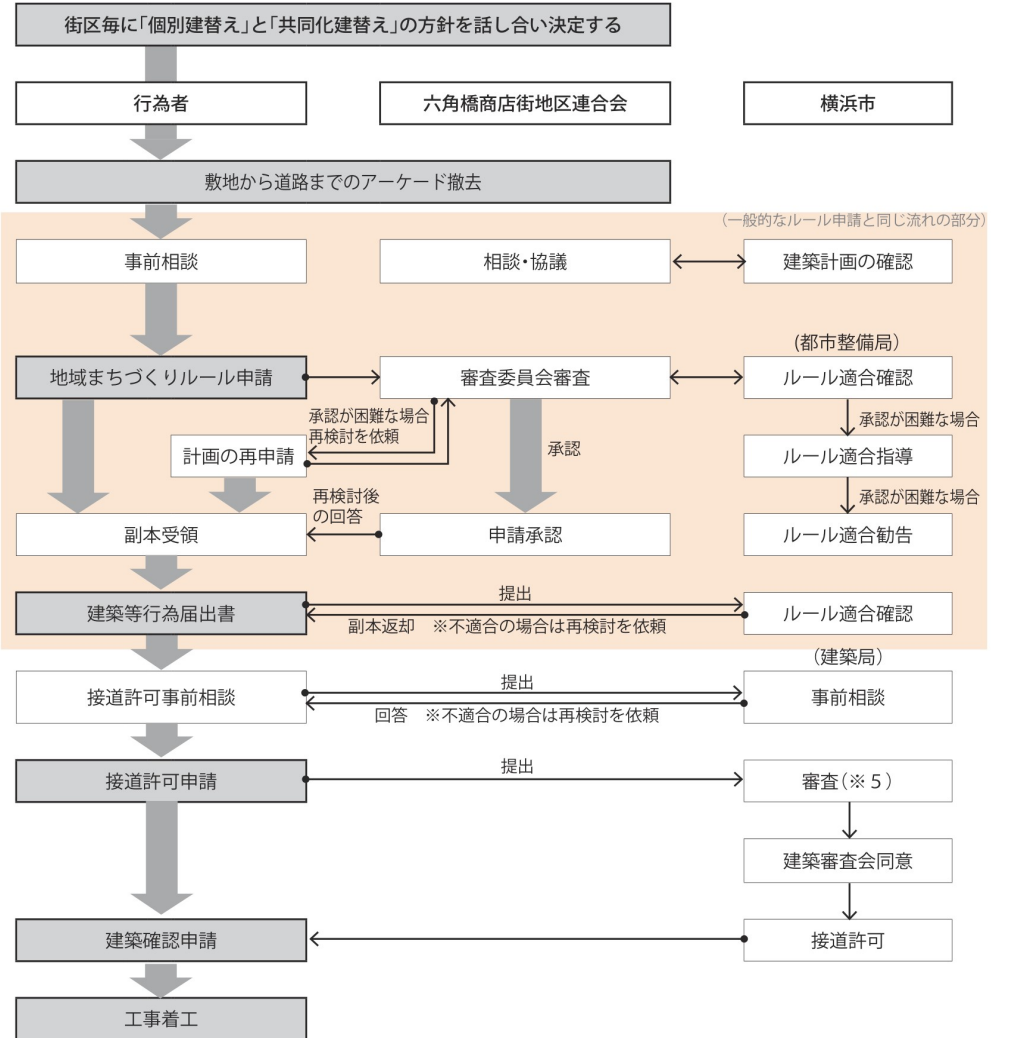
- 土地の区画形質の変更 ●建築物の建築 ●工作物の建設または設置 ●建築物等の用途変更
- 建築物の大規模修繕、大規模模様替え ●その他本ルールに抵触する行為

<一般的なルール申請の流れ>



<ふれあい通りのみに接する敷地の「個別建替え時」の申請の流れ>

・ふれあい通りのみに接する敷地での「個別建替え」時は、①地権者の方々の話し合いにより街区毎で「個別建替え」、「共同化建替え」の方針が決まっていること、②申請時にアーケードの撤去が完了していることが必要です。また接道許可は、横浜市建築審査会の審議が必要となるため、相当な時間を要します。計画スケジュールに余裕を持ち、早めの事前相談をお願いします。



<連絡先>

六角橋商店街事務所 〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋1-10-2 電話:045-432-2887(月・水・金)